

1. 実施結果の概要

（1）実施期間

令和2年9月14日（月）～令和2年9月28日（月）

（2）意見の提出状況

提出者数 2人

意見数 7件

2. いただいた意見と田辺市の考え方

いただいたご意見の概要と市の考え方は、次のページからの表のとおりです。

なお、提出されたご意見は、田辺市意見公募手続実施要綱第7条第2項第1号の規定により、「提出された意見の概要」について公表することとしております。

（表中の3つの番号について）

意見者 : ご意見をいただいた方ごとに整理をした番号です。

意見番号 : 各ご意見に対応する番号です。

ページ : ご意見に対応する田辺市における人権条例（仮称）素案のページ番号です。

田辺市人権尊重条例（仮称）素案に対する意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

意見者	意見番号	ページ	ご意見等	市の考え方
1	1	3	<p>○教育、啓発活動の実施に関して 子どもから高齢者まで、幅広い世代に向けた性的少数者（性の多様性・LGBTQ）に関する教育、人権啓発活動の取組についてご意見をお伺いしたい。</p> <p>〈理 由〉 橋本市では2015年に「橋本市男女共同参画推進条例」を制定した際に「性別による権利侵害を禁止」、「性別に起因する差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行ってはならない」と記載されました。 この条例を基に同年、性的少数者を支援する「レインボー宣言」を発表している。（県下では橋本市だけである）</p>	<p>性的少数者の方に対する無理解や偏見、差別的なまなざしという「意識（心）のバリア」を解消することは大変重要と考えています。</p> <p>本市では、人権教育及び啓発については、「田辺市人権施策基本方針改定版」（以下基本方針）に基づき総合的かつ計画的に推進しており、学校、地域、職場等への研修を行う等、様々な人権課題の正しい理解の向上に向け取り組んでおります。</p> <p>本条例（案）の中で、人権教育及び啓発を行うことを定めていますが、様々な人権問題について正しい理解と認識を持つことができるように、今後も、一人ひとりが社会の中でかけがえのない存在であることを基本とした教育や啓発を行ってまいりたいと考えています。</p>
1	2	4	<p>○相談支援体制の整備や充実に関して 性自認や性的指向が背景となる日常生活の困りごとに関する相談支援の整備や充実に関してご意見を聞かせて欲しい。</p> <p>〈理 由〉 「性的少数者に対する差別や暴力などの様々な人権問題」と条例に記載されるにあたり、具体的な取組を予定されているだろうと考えました。 田辺市は在住している方だけでなく、県内外や海外からも性的少数者を含めた多くの観光客が来られ、移住をする人たちもいます。多様性を尊重した田辺市を考えいくなりにあたり、田辺市としてのご意見をお伺いしたい。</p>	<p>性的少数者の方は、まだまだ周囲からの理解を得られにくく、自ら公表しにくい風潮があります。</p> <p>本市では、様々な悩みを抱える方からの相談に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談種別に関わらず相談者にとって必要な情報の提供や関係機関等との連携を行っているところです。</p> <p>本条例（案）の中で、相談及び支援体制の充実を定めていますが、今後も引き続き相談しやすい環境づくりや関係機関等との連携を密にするとともに、適切な支援が行えるように考えております。</p> <p>なお、本条例（案）の市民とは、市内に居住する人、通勤や通学をする人、本市に滞在する人及び訪れた人も含め市民と考えています。</p>

1	3	<p>○パートナーシップ宣誓制度の創設 全国の自治体で導入が進んでいるパートナーシップ宣誓制度（2020年9月時点で59自治体に導入されています。）を田辺市でも実施できるよう、導入を検討できるかどうかお聞かせください。</p> <p>〈理 由〉 昨今では、「人権を尊重する条例」を基幹に戸籍上における同性カップルがパートナーシップ関係を宣誓する、パートナーシップ宣誓制度の取り組みを始める自治体が増えています。当法人としても和歌山県内の自治体でパートナーシップ宣誓制度の実施ができるように協働していきたいと考え、意見を表明した次第です。</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度については、「人権尊重」の取組のひとつとして導入している自治体も増えていると認識しておりますが、婚姻と同等の法律上の権利が保障されるものではなく、各自治体で発行される証明書がどの程度保障されるかといった課題があります。同性婚についての法整備の議論もされており、国や県等の動向も注視しつつ、本条例（案）にあります、一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向け、取り組んでまいります。</p>	
2	1	2	<p>○名称についての意見 パブリックコメント素案では、名称については「田辺市における人権尊重条例」としてありますが、「田辺市人権文化のいきづつまちづくり条例」がよいと思えますがどうでしょうか。</p>	<p>本条例の名称につきましては、いただいたご意見を参考にさせていただきながら、令和2年11月19日（木）に開催した第2回田辺市人権教育啓発推進懇話会の中で条例の名称（案）を「田辺市人権尊重のまちづくり条例」に決定しました。</p>
2	2	2	<p>○前文（国内の人権をめぐる動向及び新たな人権課題の顕在化）について 前文の流れについて、「国内の動向」の前に、「県域の動向」→「近畿圏の動向」→「国内の動向」とすると、地域別の流れになっていくのではと思えますがどうでしょうか？</p>	<p>「人権をめぐる動向」につきましては、基本方針の中で、(1) 国際的な動向、(2) 国内の動向、(3) 県内の動向、(4) 田辺市の取組という順で記載しております。 また、本条例（案）前文では、国内の動向の中に「県域」及び「近畿圏」を含んでおります。</p>
2	3	2	<p>○前文（条例の制定）について 前文内の「住みよいまち」（一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち）を「行動しやすいまち」に変えることで、前節の「態度や行動で表していく」に繋がっていくかと思えますがどうでしょうか？</p>	<p>本条例（案）は、市民一人ひとりが不当な差別やあらゆる暴力を許さないという意思をもち、態度や行動で表していくことで「住みよいまち」を実現することとしており、「行動しやすいまち」ではなく「住みよいまち（一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち）」としています。</p>

2	4	3	<p>○市民の役割について 条文の中で「市民は家庭、学校、地域、職場等あらゆる場や機会において、お互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識の高揚に努めるものとする」となっているが、努める（努力）ではなく、務める（任務）としてはどうか。（以下の「努める」も同様）</p>	<p>本条例（案）の中で、市には「責務」（義務）を定めています。また、市民及び事業者については、「市民の役割」、「事業者の役割」（努力義務）とし、お互いの人権を尊重することに努めることとしています。</p> <p>市民の任務（務める）としますと、「責任のある仕事を遂行する（義務）」という意味合いに捉えられる場合があり、ここでは役割（努力義務）としています。</p> <p>市民一人ひとりが、人権問題は自らの問題と認識し、人権について正しく理解するよう努めることで、一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現を考えています。</p>
---	---	---	--	--